

障害者自立支援制度の円滑な実施について

【厚生労働省】

提案・要望の内容

- 1 サービス提供基盤の整備や地域生活支援事業について、必要かつ十分な財政支援措置を講じること。
- 2 新体系サービスへの円滑な移行を図るため、報酬額について十分な検証を行うこと。
- 3 障害者の一般就労の促進に向け、対策の一層の強化充実を図ること。
- 4 障害程度区分の認定については、障害特性が適切に反映されるよう、認定調査項目を含めた一次判定の改善や二次判定における目安となる基準を示すこと。
- 5 利用者負担については、適切な負担額の設定であるか十分な検証を行うこと。
特に、在宅と施設入所との負担の公平性の観点から特別障害児扶養手当を含めて検証すること。
- 6 ケアマネジメント（サービス利用計画作成）について、対象者の拡大等制度の拡充を図ること。

【現状と課題】

制度上の課題

- 障害程度区分の判定に障害特性が適切に反映される必要がある。

知的障害や精神障害の障害程度区分が一次判定（PC判定）において低く出る傾向にあり、結果、二次判定（審査会判定）への依存度が高い状況となっている。（二次判定での上位区分への変更率：身17%、知37%、精52%）

公平で客観的な仕組みとするため、認定調査項目を含めて一次判定ソフトの根本的改善を行うとともに、二次判定の目安となる基準（区分ごとの状態像の提示等）を示す必要がある。

- 利用者の過度な負担とならないよう利用者負担の検証が必要。

今般の特別対策により、利用者負担の更なる軽減措置が講じられたところであるが、対策終了後（21年度以降）の制度に対する不安も残るところであり、利用者負担額の設計が適切であるかどうか十分に検証し、特別対策終了後の方針について早期に示す必要がある。

特に、施設入所児の利用者負担については、在宅障害児との均衡を図る観点から、食事代や光熱水費の実費負担が導入されたところであるが、一方、特別児童扶養手当は在宅障害児のみに支給されていることから、在宅と施設の負担の公平性の観点から特別児童扶養手当を含めて検証する必要がある。

- ニーズに応じた地域生活支援のためにケアマネジメントの制度拡充が必要。

ケアマネジメント（サービス利用計画作成）について、支援対象者が一部の利用者（在宅で単身等自らサービスの利用調整が困難な者等）に限られた制度となっている。

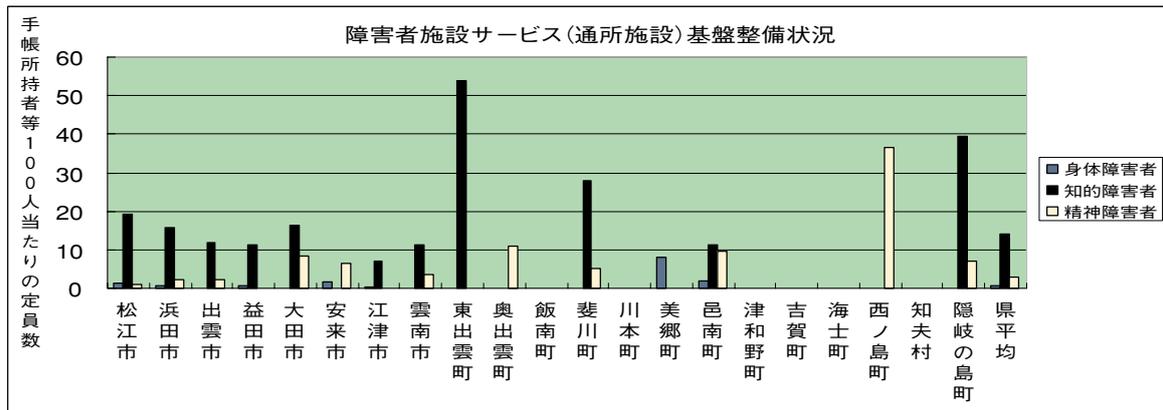
ニーズに応じた支援が行われるよう対象者の制限を撤廃するとともに、支援従事者の専門性を高めるため、報酬の充実や介護保険と同等の有資格者が行う仕組みにする必要がある。

実施上の課題

- サービス拡充に向けて財源を確保する必要がある。

本県は離島や中山間地域を抱え、都市部以外の既存のサービス基盤が脆弱であることから、整備に必要な財源確保が大きな課題である。

このため、新体系サービス移行のための施設整備に対する財源確保とともに、居住の場の確保としてケアホーム等の新規整備（建設費）に対する支援制度の創設が必要である。



また、地域生活支援事業については、21市町村中10市町村において18%、2千5百万円の不足額（平成18年度見込み）が生じており、今後利用者の拡大が見込まれる中で、これまで実施してきた事業の継続さえも懸念される状況にあることから、サービスの維持・拡大が可能となるよう財源確保が必要である。

○新体系サービスの報酬の検証を行う必要がある。

新体系サービスへ移行することにより、運営が厳しくなるとの見通しから移行に踏み切れないという施設が多数あることから、新体系サービスへの移行計画・実績等を把握し、報酬単価が適正かどうかを検証し、特別対策終了後の方針について早期に示す必要がある。

○一般就労の促進に向けた対策の一層の強化充実が必要。

障害者の自立支援には一般就労の促進が重要な柱の一つであるが、大規模企業の少ない本県（常雇300人以上の企業は40社のみ）では、福祉施設等からの一般就労は厳しい状況にあることから、法定雇用制度の充実はもとより、きめ細やかな就労生活支援を行っていくための「障害者就業・生活支援センター」の増設が必要である。（障害保健福祉圏域7圏域中、4圏域が未設置。）

【本県の取組状況・方針】

○制度の円滑な移行に向けた取り組み

障害者や保護者に向けた制度説明をきめ細やかに実施し、制度の理解の浸透に努めるとともに、市町村や事業所への相談・助言・情報提供を行っている。

○サービス基盤の整備・一般就労の支援体制の整備

本県独自で取り組みを進めている「障害者の自立に向けた特別支援事業」により、住まいの場や働く場の確保に取り組み、自立支援のための体制を整備している。

○障害程度区分の二次判定（市町村審査会）における審査状況等の情報提供

市町村審査会における判定状況等市町村間で区分変更の捉え方が共有化できるように情報提供に努めている。

○サービス利用動向の調査

サービスの利用動向について定期的な実態調査を行っている。

【提案・要望の効果】

○サービス基盤整備等の財源確保や具体的な就労支援策等により、障害者のニーズに応じた障害福祉サービス水準の確保と地域生活移行、市町村の創意工夫による積極的な事業展開（地域生活支援事業の実施）が可能になる。

○障害特性に応じた障害程度区分の判定の仕組みが確立されることにより、個々の障害者の自立支援に必要なサービスが適切に提供できるようになる。

○ケアマネジメント制度の拡充により、障害者個々の生活課題（ニーズ）に応じたサービス提供が可能となり、適切な自立支援につながる。